

荒川区障がい者総合プラン
(素案)

第4期荒川区障がい者プラン
(平成30年度～平成35年度)
第5期荒川区障がい福祉計画
第1期荒川区障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

「荒川区障がい者総合プラン…素案」を公表 生涯住み続けることのできる地域社会へ

日本共産党荒川区議会議員団

横山幸次

区政報告
ニュース

No. 678

2017年12月17日
発行 日本共産党区議団

TEL 3802-4627

fax 3806-9246

メール arajcp@tcn-cat

v. ne. jp

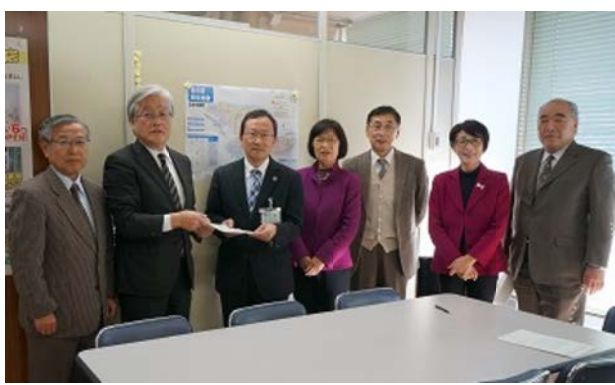
★町屋相談室

荒川区町屋5-3-5

TEL 3895-0504

メール yoko1951@aol.jp

横山幸次区議のホームページ・ブログ・ツイッターを
ご覧下さい。横山幸次で検索して下さい。



福祉部長に区長への緊急申し入れを手渡す

共産党区議団は、国が障害者通所施設の給食費人件費加算の廃止を検討していることに対し、区長への緊急申し入れをおこないました。(以下全文)

障害者通所施設等への給食提供加算の廃止に反対し、充実を求める緊急申し入れ

荒川区長西川 太郎 殿 2017年12月12日

厚生労働省は、2018年度障害福祉サービス等報酬改定の検討作業のなかで障害者通所施設(一人当たり300円/日)や短期入所施設(一人当たり480円/日)などの食事提供加算の経過措置について廃止を検討しています。利用者の負担増や事業者の運営に多大な影響を与えるもので、関係者から一斉に加算の継続を求める声が上がっています。

障害者自立支援法施行(2006年4月)で利用料の原則1割負担が強いられ、利用回数を減らざるを得ない事態も生じており、さらに、生きていくためのサービスや就労支援を損なうこととなります。

区として政府に対して、緊急に加算継続とともに実態に合った、給食等への補助を実現するように働きかけることを求めます。

合わせて、区としての支援の検討を強く要請します。

日本共産党荒川区議会議員団

荒川区は、2018年度から23年度までの6年間の「障がい者総合プラン」と向こう3年間の「障がい福祉計画、障がい児福祉計画」の素案を発表。12月25日までパブリックコメントを実施しています(区のホームページ、障害者福祉課などで)。長く障害者・児福祉施策は、家族介護を前提にしてきましたが、必要な支援を受けながら障害者がのぞむ場で暮らせるため

の基盤の整備が必要です。そのため素案では、グループホームの整備をあげています。しかしバリアフリー対応の公的住宅の整備などは計画にありません。また、社会の側の障壁をなくすために障害者差別解消法に基づく具体化を区民全体に広げていく取り組みも、より一層強化・推進すべき課題です。共生社会実現に向けて、みなさんのご意見をぜひお寄せください。

障害者自立支援法違憲訴訟団と国が結んだ「基本合意」に立ち返るべきです

2006年施行の自立支援法は、障害者サービスを「益」として原則1割の「応益負担」を強いる悪法。障害が重い人ほど負担が重くなり、障害者ら71人が違憲訴訟を提起。最終的に国と和解した「基本合意」は、自立支援法が「障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」として国が「反省」し、同法の廃止を明記。新法制定では「障害福祉施策の充実、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援する」など障害者の権利を保障する障害者権利条約の理念に沿ったものにするなど国の障害者政策の羅針盤とすべき内容です。

裏面 新法施行と民泊問題について…など

定例法律相談会

新年は…

1月15日(月)
午後6時～8時

横山区議事務所

弁護士と横山区議が相談をお受けします。秘密は厳守します。お急ぎの場合は、北千住法律事務所の相談日などご紹介します。

生活相談は、随時受付しています。

TEL&FAX 3895-0504

不在時は、留守電へ、後で連絡します。

区役所控室 3802-4627



「公園から灰皿撤去して」「児童遊園での喫煙止めて」…改めて受動喫煙防止の取り組みを考えてみました。区議会でも受動喫煙防止について様々な議論が交わされてきました。その中でも、不特定の方が利用する公共的空間での受動喫煙の防止対策をどうするかは、緊急性が求められています。

そんな折り、地域の方から「公園から灰皿を撤去してほしい」「児童遊園は禁煙にしてほしい」などの声が届けられました。区立の児童遊園は、当然禁煙となっています。しかし「禁煙」であること、「子どもの受動喫煙」についての警告表示などはいっさいありません。また、区立公園で灰皿が未



だ設置してあるのは、区役所前の荒川公園、自然公園、西日暮里公園、日暮里公園、西尾久4丁目公園の5カ所です。公園課は撤去したいと話ですが、庁内の調整が鍵のようです。しかし児童遊園の「禁煙表示」はすぐにでもできるはずで、区の受動喫煙への認識と対応が問われています。(横山幸次)

来年6月民泊新法が施行…自治体独自の規制も必要

自治体	主な規制内容
東京都 新宿区	住居専用地域で月曜日正午から金曜日正午の営業禁止
東京都 大田区	住居専用・工業地域などでの営業禁止
東京都 世田谷区	一部地域で土日のみ宿泊可能
横浜市	低層住居専用地域で月～木曜日の営業禁止
京都市	住居専用地域での営業を閉鎖期の1～2月に限定

★このうち大田区、新宿区は、すでに条例を制定。あとは検討中。

営業を続けるためには、旅館業法の許可を取るか、賃貸住宅に戻した方が良いか、住宅所有者も検討を迫られそうです。またマンションの一室を使うことへの懸念も広がっています。

住宅宿泊事業法（民泊新法）が、来年6月から施行されます。町屋駅から大きなキャリーバックを引きながら4丁目当たりの住宅地に消えていく外国人を目にするのも珍しくありません。もちろん正規の宿泊施設などない地域です。区内では、これまでもアパートの一室や一軒まるごと観光客などが宿泊しているケースも見受けられます。宿泊料をとって営業する場合は、旅館業法の許可が必要です。許可がなければ、当然違法営業です。今回の民泊新法は、これを合法化するものです。ただし、民泊事業者・施設の届け出やそれを示す標識などを見えるところに掲示しなければなりません。また、住宅の貸出は年間180日未満に限定されました。そのため、営業を続けるためには、旅館業法の許可を取るか、賃貸住宅に戻した方が良いか、住宅所有者も検討を迫られそうです。

マンションの「民泊」問題について

国は、「分譲マンションにおける住宅宿泊事業（民泊）のトラブル防止に、あらかじめ管理組合で、住宅宿泊事業を「許容」、あるいは「許容しない」を管理規約上明確化することをすすめています。「国土交通省マンション標準管理規約、長期修繕計画作成ガイドライン他」をご覧ください。（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html）

★マンション管理無料相談（東京都マンション管理士会城北支部）

12月12日（火）23日（土）、1月9日（火）27日（土）、2月13日（火）24日（土）、3月13日（火）24日（土）
午前の部10時～12時 午後の部13時～16時30分
☎3987 - 0229 予約不要

★マンション管理無料電話相談

☎5829 - 9774（30分以内、面談不可）
開催日時 月～金曜日 午後1時～4時（土日、祝日、年末年始など除く）
東京都のポータルサイトもご利用できます

ルが必要になります。

国土交通省は、事前にマンションの管理規約や決議などで民泊利用を許可するか、禁止するか明確化することを勧めています。民泊の届け出なしで違法営業の横行も心配です。また宿泊者の本人確認・旅券確認も義務付けられますが、どうやって確認するのかなど問題も多くあります。適法でない民泊については、旅館業法による調査対象になります。いまでも調査・指導した約1万件中、半分以上は連絡が取れないといわれています。騒音や習慣の違いなどから近隣とのトラブルも心配ですが、すでに荒川区にも相談がきます。大田区は住宅専用地域など全面禁止、新宿区は、平日の営業を規制する条例を制定。やはり自治体としての一定のルールが必要になります。

区内中小企業の福利厚生は…勤労者サービスセンターの今後

荒川区の勤労者サービスセンターは、合併で人件費が削減できる、会員増でスケールメリットもありサービス内容が向上するなどとして、5年前に北区・豊島区と合併「城北勤労者サービスセンター」となりました。

本人弔慰金は会員年数で4段階になっていたものが一律になり、会員年数の少ない方は額が増えましたが、金婚祝い金や入院見舞金などは荒川独自の時より下がってしまいました。

今回、さらに杉並区も加わることになりました。給付事業は変わらないとして

いますが、全体の見直しで会員の不利益がおこらないように注意しなければなりません。

名称も城北から東京広域に変わりますが、区内中小事業者の福利厚生への区の支援のあり方が問われています。

勤労者サービスセンターは中小企業で働く人のための共済・福利厚生制度です。

区からの補助金と会員の会費で運営されています。給付金・レジャー宿泊ショップ・カルチャーセンター・フィットネスクラブ等の割引などがあります。

会員1人入会金200円
会費月額500円
荒川区営業所（区役所6階）
TEL 03-3806-7581

	城北勤労者サービスセンター	荒川区勤労者サービスセンター	杉並区勤労者サービスセンター
結婚祝い金	20,000円	20,000円	10,000円
銀婚祝い金	10,000円	10,000円	10,000円
金婚祝い金	10,000円	20,000円	20,000円
出産祝い金	10,000円	10,000円	10,000円
義務教育入学祝い金	10,000円	10,000円	5,000円
成人祝い金	10,000円	10,000円	5,000円
入院見舞金(14日以上)	7,000円	10,000円	
(30日以上)	15,000円	20,000円	(14日以上)5,000円
(60日以上)	20,000円	30,000円	
(90日以上)	30,000円	50,000円	
弔慰金(本人70才未満)	100,000円	(70才以下)100,000円～40,000円	会員20年以上)100,000円
(本人70才以上)	50,000円	(71才以上)50,000円～20,000円	(会員10年以上)80,000円
(配偶者)	20,000円	20,000円	(会員5年以上)50,000円
(実親)	10,000円	10,000円	(会員5年未満)20,000円
(子)	10,000円	10,000円	(配偶者・子)10,000円
			(実親)5,000円

今週のデータ 景気は回復基調どころかサラリーマンの手取りは減少

この数字は、大和総研が調べたものを某テレビ局が流したものです。安倍政権が最大の売りにしてきた金融緩和と増税、株価操作を軸にした「アベノミクス」なり経済政策が、庶民にとっては災禍そのものであることの一層明白なことがいえます。2011年から2017年にかけてサラリーマンの手取りが大幅に減



少していることがよくわかります。家計が冷え込んだ中で景気回復などありえま